

事務連絡  
令和5年6月8日

各 都道府県 保育主管部（局）  
市町村

こども家庭庁成育局保育政策課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

### 児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）において、「児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成」とされております。

当該方針を踏まえて、事業者及び地方公共団体の事務にあたっての参考として、事業者等において変更届出が必要な事項及び提出先をまとめた一覧表を作成しましたので、別添のとおり参考送付いたします。

なお、別添中の表はわかりやすさの観点から簡易な記載としていますので、正確な規定については各法令を参照するようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係